

野田市開業育成資金補助金交付規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和6年3月22日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第11号

野田市開業育成資金補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市開業育成資金補助金交付規則（平成27年野田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「新創業融資制度」を「国民生活事業における普通貸付の一般貸付、新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付若しくは生活衛生貸付制度」に改め、「融資を」の次に「無担保で」を加える。

第3条第2号中「及び」を「若しくは」に、「を設置し」を「を設置した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の野田市開業育成資金補助金交付規則第2条第2号に規定する株式会社日本政策金融公庫の新創業融資制度に基づく融資を受けた資金に係る補助金については、なお従前の例による。